

外国法事務弁護士の法務大臣への届出義務について

主な届出事由

- ①氏名、国籍又は住所に変更が生じたとき
- ②事務所を設け、又は移転したとき
⇒新たな所属事務所に移籍したときも含まれます
- ③事務所の名称を定め、又は変更したとき
⇒②と同様に新たな所属事務所に移籍したときも含まれます
- ④依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたとき
⇒個人又は所属事務所が加入している保険を解約した場合や新たな所属事務所への移籍により変更した場合等が該当します

※上記①から④以外のケースについても届出が必要になる場合があります。
詳細は法務省のホームページを御確認願います。



提出書類(共通)

【①～④】

- ・届出書(法務省のホームページから書式をダウンロードできます)



提出書類(個別)

【①～③】

- ・所属弁護士会に提出する外国法事務弁護士名簿登録事項等変更届出書の「本人控」に、同会の受理日付印が押印されたものの写し

【④】

- ・事情を説明した上申書(写し可)
- ・新たに加わった賠償責任保険の証書の写し
⇒弁護士責任保険の証書の写しや所属事務所が加入する保険証書の写し等

特に新たな所属事務所に移籍した方は、②～④に該当する可能性がありますので、御確認願います。

所属事務所等におかれましては必要書類の提出に御協力くださいますようお願いいたします。

届出事由に該当する方は必要な提出書類を、遅滞なく、法務省に**郵送又はメール送付**願います

※電子メールの送付先については法務省大臣官房司法法制部審査監督課外国法事務弁護士係(代表03-3580-4111 内線2374)までお問い合わせください。